

平成 18 年 1 月 1 日 告示第 144 号

改正沿革

南相馬市宅地販売あっせん謝礼要綱

(目的)

第1条 この告示は、鹿島都市計画事業西町土地区画整理事業により創出した宅地及び鹿島区の三里住宅団地の宅地販売あっせん者(以下「あっせん者」という。)に対し、謝礼を行うことにより宅地の販売を促進することを目的とする。

(謝礼の額)

第2条 謝礼の額は、1区画につき 20 万円とする。

(資格要件)

第3条 謝礼を受けようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしたものとする。

- (1) 法人又は個人とする。ただし、宅地購入希望者とその同居する者は除く。
- (2) 市内外に居住又は事務所が所在し、市民税等を滞納していない者
- (3) 宅地購入希望者から同意を得た者

(あっせんの届出)

第4条 あっせんを希望する者は、市長へ宅地購入希望者が住宅地申込書を提出するときまでに、南相馬市宅地販売あっせん届出書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

第5条 あっせんの成立は、あっせんによる宅地購入者が、宅地の土地代金を完納した日とする。ただし、同一区画において2人以上の者があっせんした場合は、原則として先にあっせんしたものとする。

(謝礼の決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づきあっせんが成立したときは、南相馬市宅地販売あっせん謝礼通知書(様式第2号)をあっせん者に通知するものとする。

(謝礼金の支出)

第7条 あっせん者は、前条で定める通知を受領後 14 日以内に、市長に振込依頼書(様式第3号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の振込依頼書を受領後 30 日以内に、あっせん者に謝礼を行うものとする。

(謝礼の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、謝礼の返還を命ずることができる。

- (1) あっせんの内容が真実と異なったとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により謝礼を受けたとき。
- (3) その他この告示の規定に違反したとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 18 年1月1日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 24 号)

この告示は、平成 19 年4月1日から施行する。